

亀山市公告第58号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市農林振興課農林施設グループに備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和7年7月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

- (1) 水路
- (2) 堤
- (3) 水路

2 法定外公共物の所在及び面積

- (1) 亀山市布気町山之下1504番4の一部 140.14 m²
- (2) 亀山市布気町山之下1559番1地先 278.37 m²
- (3) 亀山市布気町山之下1599番20地先 22.25 m²